

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和5年9月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況 (累積違反点数)			
						事業者	九州運輸 局内	運輸支局 内	当該(営) 違反点数
令和5年9月27日	壽タクシー有限会社(法人番号4290002048996)代表者 中川恵司	久留米営業所	輸送施設の使用停止 (20日車) 文書警告	道路運送法第27条 第3項	令和5年1月26日、監査実施。5件の違反が認められた。(1)点呼の記録事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第5項)、(2)乗務員台帳の記載事項等義務違反(運輸規則第37条第1項)、(3)特定運転者に対する特別な指導監督違反(運輸規則第38条第2項)、(4)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(5)地理・応接の指導監督の記録保存義務違反(運輸規則第40条第3項)	2	2	2	2
	福岡県久留米市宮ノ陣4丁目26番3号	福岡県久留米市梅満町886番地10							